



特別養護老人ホーム「みのりの里 共和」利用料一覧表

令和6年8月1日現在

介 護 度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
サービス利用に係る自己負担額(1日当たり)	1割負担の方	799	875	957	1,034	1,110	
	2割負担の方	1,598	1,751	1,914	2,069	2,219	
	3割負担の方	2,397	2,626	2,871	3,103	3,329	
世帯全員・世帯が異なる配偶者(内縁関係も含む)が市町村民税非課税	利用者負担第1段階 <small>(生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者)</small>	居住費(1日当たり)	880				
		食費(1日当たり)	300				
		1日当たりの利用料金合計	1,979	2,055	2,137	2,214	2,290
		30日当たりの利用料金合計	50,400	50,400	50,400	50,400	50,400
	利用者負担第2段階 <small>(年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計が80万円以下、かつ、預貯金・有価証券・現金等の資産が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方)</small>	居住費(1日当たり)	880				
		食費(1日当たり)	390				
		1日当たりの利用料金合計	2,069	2,145	2,227	2,304	2,380
		30日当たりの利用料金合計	53,100	53,100	53,100	53,100	53,100
	利用者負担第3段階① <small>(年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下、かつ、預貯金・有価証券・現金等の資産が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方)</small>	居住費(1日当たり)	1,370				
		食費(1日当たり)	650				
		1日当たりの利用料金合計	2,819	2,895	2,977	3,054	3,130
		30日当たりの利用料金合計	84,569	86,858	85,200	85,200	85,200
利用者負担第3段階② <small>(年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計が120万円超、かつ、預貯金・有価証券・現金等の資産が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方)</small>	居住費(1日当たり)	1,370					
	食費(1日当たり)	1,360					
	1日当たりの利用料金合計	3,529	3,605	3,687	3,764	3,840	
	30日当たりの利用料金合計	105,869	108,158	106,500	106,500	106,500	
上記以外の方 <small>(上記以外の方)</small>	利用者負担第4段階	居住費(1日当たり)	2,066				
		食費(1日当たり)	1,445				
	1日当たりの利用料金合計	1割負担の方	4,310	4,386	4,468	4,545	4,621
		2割負担の方	5,109	5,262	5,425	5,580	5,730
30日当たりの利用料金合計	1割負担の方	129,299	131,588	134,041	136,362	138,619	
	2割負担の方	153,268	157,846	162,751	167,395	171,907	
	3割負担の方	177,237	184,104	191,462	198,427	205,196	

その他の加算

初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算	1日30円
安全対策体制加算	利用者が新規に入所した場合、入所初日に限り加算	1日20円
入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日を限度として加算(ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)	1日246円
個別機能訓練加算Ⅱ	利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を「LIFE」を用いて提出。	1月20円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	全利用者のADL・栄養・口腔・嚥下・認知症等、さらに既往歴・服薬情報を厚労省へ提出・フィードバックを活用	1月50円
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。	1食6円

- ※ サービス利用に係る自己負担額には、各加算(サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位)、看護体制加算Ⅰ(6単位)、夜勤職員配置加算Ⅱ(27単位)、個別機能訓練加算Ⅰ(12単位)、介護職員等処遇改善加算Ⅳ(9.0%)を含んでいます。
- ※ 第1段階から第3段階までの30日当たりの利用料金合計額には、高額介護サービス費の上限額が適用されています。(第1段階 15,000円、第2段階 15,000円、第3段階 24,600円)
- ※ 第4段階の上記料金額には高額介護サービス費の上限は適用されておりませんが、申請によりサービス利用に係る自己負担額の上限が設けられています(月額44,400円、月額93,000円もしくは月額140,100円)。所得に応じ上限額が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせ下さい。
- ※ 居住費・食費の減免をご利用になる場合には、「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要になります。交付申請など詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせ下さい。
- ※ 病院にかかる医療費、お薬代、理容代、新聞代、その他個人で使用するものなどは自己負担になります。
- ※ 当施設では、社会福祉法人減免もご利用になれます。「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の提示が必要になりますので、交付申請など詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせ下さい。